S-9号様式 (第三号様式) (第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係) (A4)

建築計画概要書 (第一面)

建築主等の概要

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】							
	()	建築士	()登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	뭉
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】							
【3. 設計者】							
(代表となる設計者) 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()	建築士	()登録第	号
【八. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	設計図書	‡]					
(その他の設計者)							
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()	建築士	()登録第	号
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	設計図書	‡]					
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()	建築士	()登録第	号
【八.建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	設計図書	‡]					

【イ. 資格】		()	建築士	()登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士	事務所名】	()	建築士事務	听()知事登録第	号
【ニ. 郵便番号 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号 【ト. 作成又》	寻】	设計図書】				
(構造設計一級	建築士又は	設備設計	一級建築士で	ぎある旨の)表示をした者)	
上記の設計者	かうち、					
□建築士法第	20条の2第	1項の表	示をした者			
【イ.氏名】						
【口. 資格】	構造設計一	·級建築士	交付第	号		
□建築士法第	20条の2第	3項の表	示をした者			
【イ.氏名】						
【口. 資格】				号		
□建築士法第	20条の3第	1項の表	示をした者			
【イ.氏名】						
【口. 資格】	設備設計一	·級建築士	交付第	号		
【イ. 氏名】	// /	1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	1.1.1.64			
【口. 資格】	設備設計一	·級建築士	交付第	号		
【イ. 氏名】	~n. /#. ~n. ~ I	/ 7-h hebe 1	-			
【口. 資格】				号		
□建築士法第	20条の3第	3頃の表	示をした者			
【イ.氏名】		√л 7 1, ///2 Т.				
【口.資格】	設備設計一	:	父竹弗	号		
【イ. 氏名】 【ロ. 次故】	⇒ル <i>1</i> #4⇒ル⇒1.	须7 +	六八四	口		
【口. 資格】 【 4. 氏 4. 氏 4. 】	政佣設計—	被建築工	文刊 弗	号		
【イ. 氏名】 【ロ. 次故】	⇒几/#⇒几⇒1.	知 為公	六八笠	₽.		
【口. 資格】	政/順政計—	秋	文刊 弗	号		

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【口.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【二. 所在地】

【ホ.電話番号】

【へ.登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【口.勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【二、所任語母号】 【二、小、一、所在語母号】 【本、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	図書】				
【5. 工事監理者】					
(代表となる工事監理者) 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()	建築士	()登録第	号
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 工事と照合する設	計図書】				
(その他の工事監理者)					
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()	建築士	()登録第	号
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 工事と照合する設	計図書】				
【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	号
【ロ.氏名】 【ハ.建築士事務所名】		建築士事務所	`	知事登録第	号
【二、郵便番号】	()	在未上ず物川	, ,	ハH ナ <u> </u>	<i>'</i> ,

【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】

【ト. 工事と照合す 【イ. 資格】	()建築	至十 ()登録第	等 号
【口. 氏名】	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(/ 15/4//	
【ハ. 建築士事務所	f名】()建築	至士事務所()知事登録第	等 号
【二.郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【へ. 電話番号】				
【へ. 電話番号】 【ト. 工事と照合す	-る設計図書】			
	-る設計図書】			
【ト. 工事と照合す	- る設計図書】			
【ト. 工事と照合す 【6. 工事施工者】	-る設計図書】			
【ト. 工事と照合す)第	号	
【ト. 工事と照合す 【6. 工事施工者】 【イ. 氏名】 【ロ. 営業所名】 弱)第	号	
【ト. 工事と照合す 【6. 工事施工者】 【イ. 氏名】)第	号	

建築物及いての敫	地に関する事項			
【1. 地名地番】				
【2. 住居表示】				
□都市計画	グ準都市計画区域の内 国区域内(□市街化区 計画区域内 □者	· =		設定)
	□防火地域 □]準防火地域	 □指定なし	
【5. その他の区域、均	地域、地区又は街区】	□法22条区域 □	下水道処理区域 🛚	緑化地域
【6. 道路】 【1. 幅員】 【1. 敷地と接してV	m いる部分の長さ】	m		
【7. 敷地面積】				
【イ. 敷地面積】	(1) (()() () m²
•	(2) () () m²
【中.用途地域等】		, , ,)
【ハ. 建築基準法第5	2条第1項及び第2項 ()		物の谷積率】)() %
【- 建筑其淮法第5	3条第1項の規定によ	, , ,) 70
1一、在来丛中闪为0) () %
【ホ. 敷地面積の合詞	,	m² m²	, ,	,,,
= ''	さな延べ面積を敷地面 きな建築面積を敷地面	面積で除した数値】	% %	
【8. 主要用途】(区分)			
【9. 工事種別】 □新築 □増築	□改築 □移転 □	〕用途変更 □大規	模の修繕 □大規模	の模様替
【10. 建築面積】	(申請部分)(申請以外	の部分)(合計)
【1.建築物全体】	() ()() m²
【1. 建蔽率の算定の	り基礎となる建築面積	煮 】		
7	() () () m²
	%			
【11. 延べ面積】	(申請部分)(申請以外	の部分)(合計)
【4.建築物全体】) () ()
【中. 地階の住宅又に	は老人ホーム等の部分 (. =	\	\
【n. エレベーターの	り見除敗の部分】) () ()
	/////中元日 < / // // / / / / / / / / / / / / / /) () ()
【ニ. 共同住宅又はネ	と と と 人ホーム等の共用の	の廊下等の部分】	, (,
,	() () ()
【ホ.認定機械室等	の部分】() () ()
【^. 自動車車庫等の	· · · · =) () ()
【ト. 備蓄倉庫の部分	· -) () ()
【チ. 蓄電池の設置部	· · · =) () ()
【』. 自家発電設備の)設置部分】	\	\	\
	() () ()

【3. 貯水槽の設置部分】	() () ()
【ル. 宅配ボックスの設置部	3分】	\	\	`
【コマのゆので燃ませれ】	() () ()
【7. その他の不算入部分】	() () ()
【ワ. 住宅の部分】	() () ()
【カ. 老人ホーム等の部分】	,	\	\ /	`
「1771」	() (m²) ()
【3.延べ面積】				
【9. 容積率】		%		
【12. 建築物の数】	. 7			
【4. 申請に係る建築物の数	=			
【1. 同一敷地内の他の建築	物の数】			
_ = · · · · · · · · · · · · · · · = _ · · · ·	(申請に係る	建築物) (他の	建築物)	
【イ. 最高の高さ】	() () m	
【 n. 階数 】 地上	() ()	
地下	() ()	
【ハ. 構造】	造	当 一部	造	
【二.建築基準法第56条第7		こる特例の適用	用の有無】 □有 □無	
【ホ.適用があるときは、特				
□道路高さ制限不適用	□隣地高	高さ制限不適用	用 □北側高さ制限不適用	
【14. 許可・認定等】				
【15. 工事着手予定年月日】	令和 年	月 日		
【16. 工事完了予定年月日】	令和 年	月 日		
【17. 特定工程工事終了予定學	年月日】		(特定工程)	
(第 回) 令和	年 月	目 ()
(第 回) 令和	年 月	目 ()
(第 回) 令和	年 月	目 ()
	頂の組定に	て調本の西	で 】	
□要□否	「只Vノバルル(こ)	、切別且の女任	⊐	
	 頂の相定 <i>に</i> ト			
□有 □無	気の死足によ	る快車で安り	3的八欧州·沙州 無】	
□'H □' <u>'''</u>				
【20. その他必要な事項】				
140. しい四次女体事例				

付近見取図

配置図

(注意)

1. 第一面及び第二面関係

- ① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書(第一面)」及び「建築計画概要書(第二面)」と明示してください。
- ② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。
- 2. 第三面関係
 - ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
 - ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。